

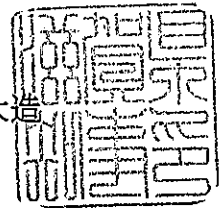
写

滋 生 多 保 第 21 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 26 日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事

三日月 大造



鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

下記の鳥獣保護区特別保護地区の指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 指定を行う地区（概要は別紙のとおり）
犬上ダム鳥獣保護区犬上ダム特別保護地区

- 2 指定の理由

上記 1 の地区については、森林鳥獣生息地としての役割を持ち、鳥獣保護区の中でも重要な区域である。

現行の指定が令和 8 年 11 月 14 日までとなっているため、引き続き令和 8 年 11 月 15 日から令和 18 年 10 月 31 日までの 10 年間、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。